最終更新日：2018年7月2日

共同印刷株式会社
代表取締役社長　藤森　康彰
問合せ先：ＣＳＲ本部コーポレートコミュニケーション部　03-3817-2071
証券コード：7914
http://www.kyodoprinting.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」というグループ経営理念のもと、「価値創造・成長・挑戦」を通じて株主をはじめとするあらゆる関係者から評価・信頼され、社員にとって働く魅力にあふれた躍動的な企業グループを目指すことを経営の基本方針としている。そのためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが最重要課題と考えている。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則４－１－２】
当社では現在、2019年3月期を初年度とする中期経営計画を公表し、3年後における経営目標数値達成に向けて取締役会が一体となり取り組んでおります。その遂行状況については、期末決算時に進捗報告を行い、経営の透明性および公正性の確保に努めてまいります。

【補充原則４－２－１】
経営陣の報酬は、基本報酬（定額報酬）、賞与（業績変動報酬）および業績連動型の株式報酬で構成されています。
基本報酬は取締役等の役位、役割の大きさに基づき決定しており、賞与については、短期業績の達成状況等を勘案し決定しております。なお、業績連動型の株式報酬制度は中期経営計画の達成度合いを指標としており、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブプランとして、2018年6月に導入を決定し、同年8月より運用を開始いたします。
今後も、更なる客観性・透明性の高い報酬制度の設計に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
・政策保有株式に関する方針
当社グループにとって事業上重要な取引先との間の取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、取引先の株式を保有しております。
主要な政策保有株式につきましては、取締役会において、経済合理性や当社グループの中長期的な企業価値向上に資するかどうかの観点で定期的に検証を行い、必要に応じて保有の要否を諮ることとしております。
・議決権行使に関する基準
政策保有株式に関する議決権については、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を総合的に勘案した上で、適切に行使いたします。なお、当該会社の企業価値・株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている状況にある場合、その議決権行使に当たっては、特に慎重に精査いたします。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、当該取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制および手続を整備しております。
・「取締役会規程」において、当社と役員との利益相反取引が決議事項となっており、同規程に従い個別案件ごとに妥当性を事前に審議しております。
・当社における関連当事者間の取引の状況については、監査役および監査法人が監査を行っておりますが、その結果については取締役会に報告された上で、必要に応じて審議を行うこととしております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（1）経営理念、経営戦略等については、当社ウエブサイト、株主総会事業報告等にて開示しております。
（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、当社ウエブサイト、CSR報告書等での開示を検討いたします。
（3）経営陣幹部・取締役の報酬は、基本報酬（定額報酬）、賞与（業績変動報酬）および業績連動型の株式報酬で構成されています。その方針と手続については、有価証券報告書、株主総会招集通知等における開示を検討いたします。
（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、有価証券報告書、株主総会招集通知等における開示を検討いたします。
（5）取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示することとしております。

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、執行役員制度を導入しております。
当社では、「取締役会規程」により取締役会における審議・報告の基準を定めるとともに、「職務権限規程」により経営陣が執行できる業務範囲を明確にしております。また、取締役会で審議・報告すべき事項については、業務執行の全般的統制を行うために設置する経営執行会議において事前に協議することで、業務執行の機動性を高めております。経営執行会議は主要な事業部門長として豊富な知見と経験を有する常務執行役員以上の役員で主に構成されており、「経営執行会議規程」により取締役会から所定の権限委譲を受けることで、執行の意思決定および経営の迅速化を図っております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、現在、2名の独立社外取締役を選任しております。

当社では、独立社外取締役および独立社外監査役で構成される「独立役員連絡会」を設置しております。当該連絡会のコーディネーターを常勤監査役が務めることで、経営情報の補充と共有を図るとともに、一層のコーポレート・ガバナンス強化に向けた独立社外取締役と監査役の連携体制の強化を推進します。当該連絡会では、代表取締役や取締役会は、必要に応じて、経営や役員人事・報酬等に関する様々な助言を得ることができる仕組みを整備しております。
また、「社長・監査役・独立役員意見交換会」を定期的に開催することとしており、代表取締役社長が独立社外役員とのコミュニケーションの活性化を図るとともに、経営に関して独立した客観的な立場から自由闊達で建設的な議論や意見交換を行う仕組みを整備しております。
当社は、独立社外取締役が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割と責務は大きいと考えております。今後も独立社外取締役が十分に力を発揮できるよう、仕組みの整備に努めます。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインの独立性基準に準拠し、専門分野における豊富な経験と見識に基づく業務執行の適切なモニタリングならびに幅広い視点から経営全般への有益な助言が得られることを期待して独立社外取締役を選任しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会としての考え方】
当社の取締役会は、経営全般ならびに営業、生産、技術、管理の各部門に精通する取締役および独立社外取締役から構成されております。取締役候補者の選任については、健康面、経歴、人格、能力、適性等を総合的に勘案し、部門や子会社の統治経験が豊富な人物の中から、多様性を十分に図った上で代表取締役社長が指名し、取締役会において決定しております。また、独立社外取締役候補者については、株主共同の利益向上の視点により、高い専門性を有し、経営に対する適切なモニタリング機能が発揮できる人物を第一に選考しております。取締役会の規模については、幅広い事業に求められる知識、経験、能力等のバランスを考慮しております。

【補充原則４－１１－２　取締役・監査役の兼任】
当社の取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要な時間と労力を当該業務に振り向けております。なお、社外取締役および社外監査役を含む当社役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知に添付の事業報告にて開示しております。

【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性分析】
当社取締役会は、取締役会の実効性評価を年に1回行うこととしており、2017年度の取締役会の実効性評価を実施いたしました。その結果、活発な議論を基に適切かつ迅速な意思決定を行い、中長期的な企業価値向上に実効的な役割を果たしていることが確認できたため、取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。
実効性評価のプロセスとしては、外部機関を活用し、取締役と監査役を対象にアンケートを実施するとともに、その集計・分析の結果を基に取締役会で議論、意見交換を行い、その強みと課題、昨年度からの改善状況を確認いたしました。
当社の取締役会の改善点としては、昨年指摘のあった経営戦略や役員の報酬など、取締役会で議論すべき重要性の高い事項に関する議論が充実し、コーポレートブランド、グループ経営ビジョン、中期経営計画の策定や株式報酬制度の導入に至ったことが確認されました。
また、当社取締役会の強みとしては、社外取締役への情報提供機会の充実や、取締役会の効率的な運営、自由闊達な議論を可能にするための議事采配・雰囲気の醸成が図られていることが確認されています。
一方、取締役の指名・報酬に関する事項については、コーポレートガバナンスコードの改訂を踏まえ、より一層議論を充実させていくべきであることや、コーポレートブランド等の策定を踏まえ、IR活動をさらに充実させていくべきとの意見がありました。
上記の結果を踏まえ、課題解決に向けた取り組みを継続的に進め、取締役会の実効性の一層の強化に努めるとともに、ガバナンス体制の拡充を図ってまいります。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役トレーニング】
当社では、外部機関による新任取締役研修を実施しております。また、新任の社外取締役および社外監査役に対しては、事業概要、工場設備、財務情報、事業戦略、組織等についての総合的な研修を実施しております。さらに、取締役においては、強いリーダーシップを発揮して経営戦略を推進する能力を開発するために外部機関を活用した経営研修の実施を積極的にリサーチし、受講機会の提供と調整に努めております。監査役においては、日本監査役協会が主催するセミナーをはじめ、各種講習会や異業種交流会に積極的に参加し、業務および会計に関する監査スキルの向上を図っております。また、適宜e-ラーニングによる教育も実施しております。なお、取締役および監査役のトレーニングに関する費用については、原則として当社が全額を負担しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主や投資家との建設的な対話が重要と認識しております。
IR担当取締役を中心にコーポレートコミュニケーション部、総合企画部、経理部から構成されるIR体制を整備し、当社の経営方針についての理解を得るため、必要に応じて株主や投資家との対話の場を設けるなど対応しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,307,500	14.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・DIC株式会社口)	854,199	9.47
東京インキ株式会社	583,037	6.46
株式会社みずほ銀行	283,100	3.14
東洋インキＳＣホールディングス株式会社	216,920	2.40
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	212,700	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	209,300	2.32
朝日生命保険相互会社	200,000	2.22
共同印刷従業員持株会	173,033	1.92
三井住友信託銀行株式会社	148,200	1.64

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高岡　美佳	学者											
内藤　常男	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高岡　美佳	○	―――	大学教授として経営学の専門的な知識及び見識を有しており、ＣＳＲの有識者として、常に客観的な立場から当社の経営を適切にモニタリングするとともに、幅広い視点から経営全般に対する助言を得ること及び意思決定に参画することができると判断したため社外取締役に選任している。また、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定している。

内藤　常男	○	―――	企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、常に客観的な立場から当社の経営を適切にモニタリングするとともに、幅広い視点から経営全般に対する助言を得ること及び意思決定に参画することができると判断したため社外取締役に選任している。また、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査室、監査役及び会計監査人は、各々の監査計画や監査状況等に関して定期的に情報交換・意見交換を行い、連携を密にしている。さらに内部統制部門（ＣＳＲ本部他）ともこれら情報を共有し、常時連携することで、各々の監査のより一層の有効化と効率化を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
公文　敬	他の会社の出身者										△			
徳岡　卓樹	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

公文　敬	○	過去において、取引先である（株）みずほ銀行及びみずほ総合研究所（株）に業務執行者として在籍していた。	銀行業界での豊富な実務経験で培われた専門的な知識と能力を有しており、常に客観的な立場から業務執行の状況を適切にモニタリングするとともに、幅広い視点から経営全般に対する助言を得ることができると判断したため社外監査役に選任している。また、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定している。
徳岡　卓樹	○	―――	弁護士としての法的専門知識と豊富な経験を持つ有識者として、常に客観的な立場から業務執行の状況を適切にモニタリングするとともに、幅広い視点から経営全般に対する助言を得ることができると判断したため社外監査役に選任している。また、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は、全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、社外取締役を除く取締役について、2018年6月28日開催の第138期定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入することを決議している。
本制度は当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役を除く取締役に対し、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度である。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期における取締役への報酬額（総額）は、1億7千2百万円である。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（1）取締役の報酬等
取締役の報酬等は、基本報酬（定額報酬）、賞与（業績変動報酬）および業績連動型の株式報酬で構成している。
基本報酬は取締役等の役位、役割の大きさに基づき決定しており、賞与については、短期業績の達成状況等を勘案し決定している。また、中長

期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブとして、中期経営計画の達成度合いを指標とする、業績連動型の株式報酬制度を導入している。
なお、賞与および株式報酬は、社内取締役にのみ支給している。
(2) 監査役の報酬等
監査役の報酬等は、基本報酬(定額報酬)とし、職務内容や責任に応じて監査役の協議により決定している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の議題に関する資料を事前に送付するとともに必要に応じて事前説明等を行っている。また、重要な会議の資料や記録等の提供、当社グループの各製造拠点への見学等を実施することで、各人の監督または監査をサポートする体制としている。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
稲木　歳明	相談役	業界団体・公的団体活動、当社経営陣に対する助言等	常勤、報酬有	2013/06/27	1年(上限年齢の定め有)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新　1名

その他の事項

―――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制の概要
取締役会、監査役会を中心とした経営管理体制を構築し、当報告書提出日現在、役員は、社外取締役2名を含む取締役8名と社外監査役2名を含む監査役4名で構成されている。
定例取締役会、定例監査役会は共に原則として月1回開催され、取締役会においては、重要事項の決定並びに業務執行状況の監督を行い、監査役会においては、監査の方針・計画などを決定し、各監査役が取締役の職務執行の厳正な監査を実施している。また、必要に応じて臨時取締役会、臨時監査役会を開催している。
業務執行体制については、執行役員制度を導入し、業務執行の効率化・迅速化および執行責任の明確化を図っている。常務執行役員以上を中心に構成される経営執行会議を原則として週1回開催し、業務執行に関する機動的な審議を行う。このほか、戦略会議を必要に応じて開催し、経営課題や経営戦略に関しての情報共有および議論を行っている。
経営環境の変化や法改正等の動きに十分留意しながら、法律上の必須条件に加えさまざまな手段も講じている。「内部統制委員会」「企業倫理委員会」「環境委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などの各種委員会を設け、継続的な活動を行っている。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況
内部監査については、業務執行機関と分離した独立部門としての監査室を設置している。監査室は、原則として月1回、法令遵守や業務適正の点検・評価を行う内部監査を部門ごと(連結子会社を含む)に順次行っている。監査後の改善状況の確認については、1年以内にフォローアップ監査を実施している。
監査役監査については、当社管理部門における長年の経験があり、総合的な高い知見を持つ常勤監査役2名と独立性を有する社外監査役2名の合計4名が、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い実施している。取締役会への出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、取締役の職務執行の監査と経営に関する助言を行うとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求め、業務の状況などを調査することとしている。

(3) 会計監査の状況
当社の会計監査業務を執行する公認会計士は中川隆之、神山俊一の2名であり、仰星監査法人に所属している。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他2名である。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会を経営の最高意思決定及び経営の監督機関としている。また、監査役設置会社として、4名の監査役を選任し、そのうち2名は社外監査役である。社外監査役は取締役の職務執行の監査に当たり、高い独立性を持ち、中立・公正な見地から客観的に監査を行っており、これらの体制を採用することで、経営に対する十分な監督機能が発揮できると認識している。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目安に発送している。 また、発送日の1週間前を目安に東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）および当社ウエブサイトに掲載することとしている。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加している。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主通信、適時開示資料、株式情報等を掲載している。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポーレートコミュニケーション部が担当している。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ行動憲章の第一項に「1．信頼される企業　　お客さま、株主、取引先、社員、地域 社会などとの信頼関係の確立に努め、ともに歩むことを重視する。」と規定している。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	グループ行動憲章に環境への配慮、社会への貢献を規定するほか、専任部署（環境管理部）を 設置し、施策の立案、推進を行っている。また取り組みの結果については、「共同印刷グループ ＣＳＲ報告書」を発行し、社内外に向けて情報発信を行っている。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制システムに関する当社の基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは「印刷事業を核に、生活･文化･情報産業として社会に貢献する」を経営理念として掲げている。経営理念の実現と企業グループの持続的発展に向けて、業務の適正及び有効性を確保するために内部統制システムを一層充実させて、公正で信頼される企業グループを目指す。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守する。取締役の職務執行の適正については、監査役会の定める監査の方針に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令･定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図るものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当企業グループは取締役会議事録、重要決裁文書その他取締役の職務の執行に係る文書の保存を定款、文書保存管理規程の定めるところに従い、適切に保存･管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の抑制に努める。不測の事態が発生した場合は、「危機管理委員会」を開催し、担当執行役員が委員長となって、関連部門と連携して問題解決を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、毎月一回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。さらに、取締役会の監督機能の維持、向上と業務執行の責任と権限を明確にするため執行役員制度を導入し、常務執行役員以上で構成される経営執行会議を週一回開催し、取締役会付議事項の立案と取締役会の決定した基本方針に基づく業務執行のため、機動的な審議を行う。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努める。

5．従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員の法令･規程などの遵守は、各部門が権限の範囲内で日常的な管理を行うとともに、「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理の浸透を図る。
また、担当執行役員を委員長とする「内部統制委員会」のもとで内部統制システムを構築し運用する。
企業行動憲章、倫理綱領に違反する行為を発見した場合の社内通報システムとして「倫理相談室」を設置して、その窓口とする。
内部監査については、業務執行機関と分離･独立した監査室により、計画的に内部監査を行い法令遵守や業務適正の点検･改善を行う。

6．当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制と内部統制システムの構築･運用については、その範囲を当企業グループ全体とし、担当執行役員の指導のもと業務の適正を確保し、効率化を推進する。
また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査し、改善策の策定を求めることとする。

7．監査役の職務を補助すべき従業員と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、当該職務にあたる従業員を置くこととする。その人事については監査役会の同意を得る。
また、当該従業員は専任とし、監査役の指示に基づき職務を遂行する。

8．取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、及びその他監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令及び規程に従い、監査役会に報告する。その場合、内部通報規程の定めにより報告者が不利な取扱いを受けることはない。
また、監査役は監査室が行った監査の報告を受け、指導･助言を行う。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認める費用について、予算を計上できるものとする。さらに、緊急または臨時に支出した費用についても、会社に請求できるものとする。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役、従業員など関係者にその説明を求めることとする。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

当企業グループは企業行動憲章に基づき、健全な社会秩序の維持を重視し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。そのために、弁護士、警察当局等の外部専門機関との緊密な連携を強化し、倫理綱領を通して反社会的勢力排除の徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループ企業行動憲章第8項において、健全な社会秩序の維持を重視する企業として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを規定している。

1. 社内体制の整備
・グループ企業行動憲章に基づいた倫理綱領を制定し、反社会的勢力に対して毅然とした行動をとり、いかなる利益供与も行わないことを条項として設けている。この倫理綱領を「共同印刷グループ企業倫理ハンドブック」として冊子に作成し、全従業員に配布し、教育を実施している。
・倫理相談室を設け、社内に倫理綱領に違反した行為を発見した場合は速やかに通報が出来る仕組みを整えている。
・反社会的勢力とのトラブルが起こった場合の対処方法として、危機管理委員会が「危機管理マニュアル」対応フローに基づき対応する仕組みを整えている。

2. 外部専門機関との連携
・地区の特殊暴力防止対策協議会（地区特防協）を通じて社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟している。担当部署（コーポレートコミュニケーション部）の所属員は、地区特防協や特防連の主催する各種研修会に参加するとともに、所轄の警察署と緊密な連携を保っている。
・トラブルが起きた際には、速やかに当社顧問弁護士の指導を受ける体制を常時整備している。

3. 関係遮断のための対策
・担当部署（コーポレートコミュニケーション部）から社内各部門に向けて、注意すべき法人もしくは団体の情報提供を行い、新規取引開始時のチェック体制の強化を図っている。
・受付及びロビーに「不当要求拒否」のポスター・シンボルマークを掲示し、企業として反社会的勢力との関係を遮断する意思表示を対外的に行っている。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

会社の支配に関する基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）についての概要

1．基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。
しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2．基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客さまとの信頼関係、お客さまのニーズを形にするための高いノウハウと技術を持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆様からの継続的なご支援です。当グループは、経営理念「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しています。その中で「印刷関連市場で培った企業力を活かし、あらゆる関係者から評価され信頼されるとともに、従業員にとって働く魅力にあふれた躍動的な企業グループ」を目指すべき企業像として掲げ、過去にとらわれない柔軟で合理的な思考と変革の視点を持ち、目標に向かって邁進していく決意を表明しております。営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員一人ひとりが「お客さま第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客さまに提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、目指すべき企業像の実現に取り組んでまいります。

3．当社株式の大量買付行為への対応策（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の概要

当社は平成28年6月29日開催の第136期定時株主総会の承認を得て、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新しました。
本プランは、買付者または買付提案者が当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案（以下「買付け等」といいます。）を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものであります。
なお、本プランの有効期間は、平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。
本プランの対象となる買付け等は、(i) 当社の株券等の保有者が保有する当社株券等に係る株券等保有割合の合計、(ii) 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。
本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、(i) 大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、(ii) 当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。
本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

4．上記2、3の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

イ．経済産業省・法務省、東京証券取引所の買収防衛策に関する指針や基準を完全に充足しています。
ロ．株主の皆様の判断のための情報や時間を確保するためのものであり、企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されたものです。
ハ．定時株主総会での承認を経ており、株主意思を重視するものとなっています。
ニ．対抗措置の発動は、当社と特別な利害関係のない社外役員や有識者に該当する委員3名以上により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重した上で取締役会が決定するので、当社取締役会の恣意的判断を排除できます。
ホ．対抗措置の発動に関し、合理的な客観的要件を予め定めています。
ヘ．独立委員会は独立した地位にある第三者の助言を得ることができ、判断の公正性、合理性をより強く担保できます。
ト．本プランは取締役会の決議によりいつでも廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもありません。
以上の理由で当社取締役会は上記2、3の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

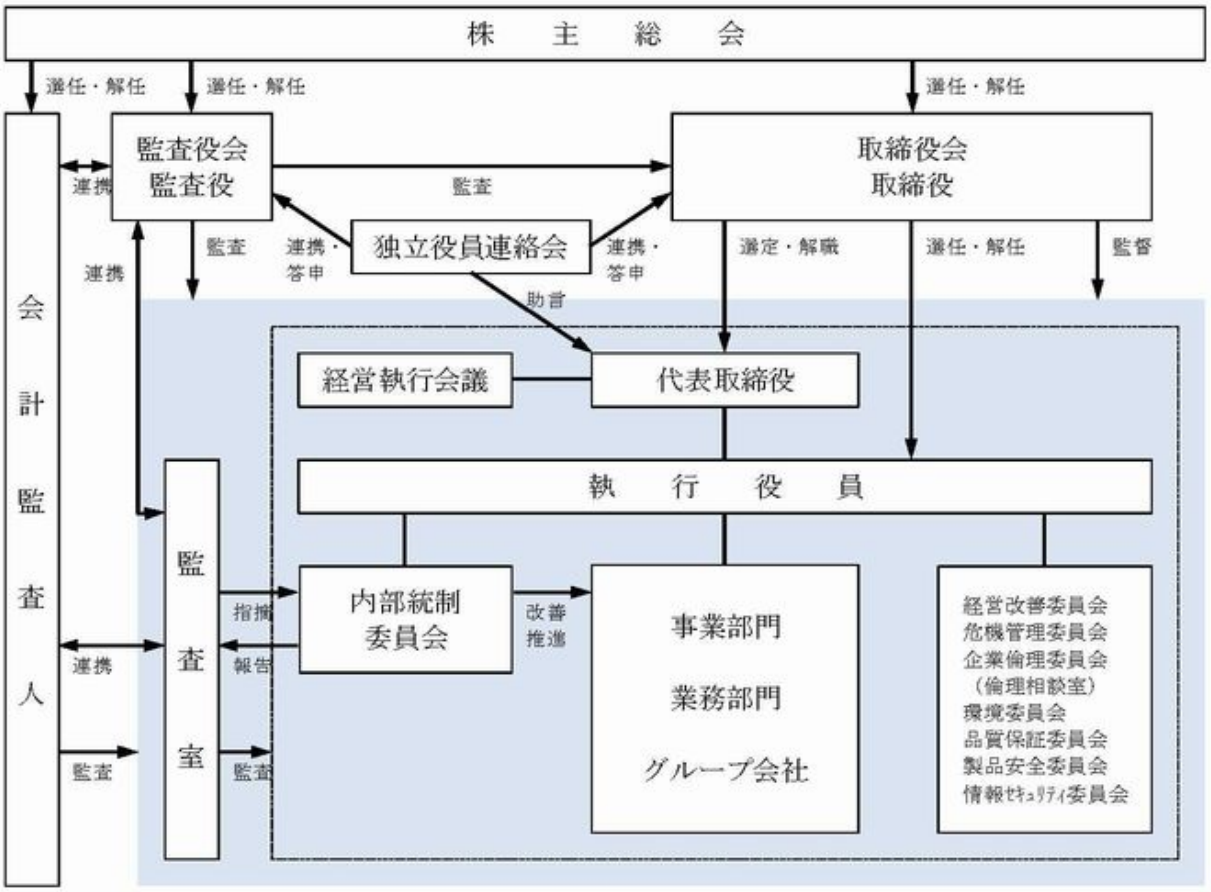
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
監査役会
監査役
連携
監査
取締役会
取締役
連携
監査
連携・
答申
独立役員連絡会
連携・
答申
選定・解職
選任・解任
監督
助言
経営執行会議
代表取締役
執　行　役　員
監査室
指揮
報告
内部統制
委員会
改善
推進
事業部門
業務部門
グループ会社
経営改善委員会
危機管理委員会
企業倫理委員会
（倫理相談室）
環境委員会
品質保証委員会
製品安全委員会
情報セキュリティ委員会
連携
監査
監査